

## 第5章 環境影響評価の項目の選定

### 5-1 環境影響要因の抽出

本事業における事業計画、工事計画の内容等を考慮して、抽出した環境影響要因は表5-1に示すとおりである。

表5-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分		環境影響要因の内容
施設等の存在		・施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
施設 の 供 用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴い、煙突から大気汚染物質の発生が考えられる。</li> <li>・施設の稼働に伴い、粉じんの発生が考えられる。</li> <li>・施設の稼働に伴い、騒音、振動及び低周波音の発生が考えられる。</li> <li>・施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。</li> <li>・施設の稼働に伴い、廃棄物の発生が考えられる。</li> <li>・施設の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。</li> <li>・高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。</li> </ul>
	車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。</li> <li>・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。</li> <li>・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。</li> <li>・廃棄物運搬車両等の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。</li> </ul>
工 事 の 実 施	施設の建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、粉じんの発生が考えられる。</li> <li>・造成裸地からの粉じんの発生が考えられる。</li> <li>・建設機械等の稼働に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。</li> <li>・建設機械等の稼働に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。</li> <li>・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられる。</li> <li>・工事の実施に伴い、廃棄物及び発生土の発生が考えられる。</li> <li>・建設機械等の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。</li> </ul>
	工事車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事車両の走行に伴い、大気汚染物質の発生が考えられる。</li> <li>・工事車両の走行に伴い、騒音及び振動の発生が考えられる。</li> <li>・工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。</li> <li>・工事車両の走行に伴い、温室効果ガスの発生が考えられる。</li> </ul>

## 5-2 環境影響評価の項目の抽出

環境影響評価の項目は、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（令和5年3月31日改定大阪府告示第428号）に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、前項で抽出した環境影響要因により環境影響が懸念され、環境影響評価のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌汚染、人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物・発生土、地球環境及び気候変動適応等の11項目を抽出した。

環境影響要因と環境影響評価項目との関係及び選定する理由又は選定しない理由は、表5-2(1)～(3)に示すとおりである。

表5-2(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		大気質	環境基準設定項目	二酸化硫黄	○		
浮遊粒子状物質	○			○	○	○	
二酸化窒素	○			○	○	○	
ダイオキシン類	○						
その他	塩化水素			○			
	水銀			○			
	粉じん			○		○	

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

表 5-2 (2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
水質、底質	生活環境項目 (SS)						▲焼却施設は、炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。 工事中は、工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排除する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えて pH 調整等を行う。事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排除する。 これらのことから、水質、底質に影響を与えることはないと考えられる。
	健康項目						
	特殊項目						
	その他						
地下水	生活環境項目						▲施設の稼働及び建設工事の実施に伴い、地下への浸透防止対策を行うため、地下水汚染の原因となる有害物質が地下浸透することはないと考えられる。
	健康項目						
	その他						
騒音	騒音		○	○	○	○	○施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴い騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動		○	○	○	○	○施設の建設工事及び工事車両の走行に伴い、騒音・振動の発生が考えられる。
低周波音	低周波音		○				○施設の稼働に伴い、低周波音の発生が考えられる。
悪臭	悪臭		○				○施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下						▲本事業の実施により、地下水の採取などなく地盤沈下に繋がることはないと考えられる。
土壌汚染	土壌汚染				○		○旧クリーンセンターの施設解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられる。
日照障害	日照障害						▲施設等の存在により、周辺に日照に影響を及ぼすような住居は存在しない。
電波障害	電波障害						▲施設等の存在により、周辺地域の電波受信に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
気象	風向・風速						▲本事業の実施により、気象に影響を及ぼすような地形変化及び高層構造物の設置はない。
	気温						
地象	地形、地質、土質						▲本事業の実施により、地象に影響を及ぼすような土地変化はないと考えられる。
水象	河川水象						▲本事業の実施により、水象に影響を及ぼすような行為はない。
	湖沼水象						
	海域水象						

表 5-2 (3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	
陸域生態系	陸生動物						▲事業計画地は既に旧クリーンセンターとして利用されていた土地であり、本事業の実施により、陸域生態系及び海域生態系へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	陸生植物						
	淡水生物						
	陸域生態系						
海域生態系	海域生物						
	海域生態系						
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場			○		○	○廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。
景観	自然景観						▲事業計画地周辺には、考慮すべき自然景観、歴史的・文化的景観は存在しない。 ○施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
	歴史的・文化的景観						
	都市景観	○					
文化財	有形文化財等						▲事業計画地は埋立地であり、本事業の実施により、有形文化財、埋蔵文化財等へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	埋蔵文化財						
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○		○施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去や施設の建設工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられる。
	産業廃棄物		○		○		
	発生土				○		
地球環境	温室効果ガス		○	○	○	○	○施設の供用及び工事の実施に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。 ▲本事業の実施による、オゾン層破壊物質(フロン等)の搬出入はなく、また設備機器にも含まれない。
	オゾン層破壊物質						
気候変動適応等	洪水・内水氾濫						○高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。 ▲事業計画地は、洪水・内水氾濫、土砂災害による影響を受けることはない。 ▲本事業の実施により、事業計画地周辺における暑熱の状況に影響を及ぼすことはないと考えられる。
	高潮・高波		○				
	土砂災害						
	暑熱						
	地震		○				
	津波		○				

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。